

給与支払報告書（個人別明細書）記載例

給与支払報告書（個人別明細書）の提出について

給与支払報告書（個人別明細書）は、特別徴収・普通徴収に仕分けをし、石巻市からお送りする総括表を添えて提出してください。また、給与支払報告書（個人別明細書）の用紙については、所轄税務署よりお受け取りください。

なお、提出期限は令和4年1月31日（月）となっておりますが、

1月19日（水）までに提出されますようお願いいたします。

① 住所欄

令和4年1月1日現在の住所（退職者の場合は退職時の住所）を記載してください。

注意 住民登録地と実際の住所が異なる場合は、御手数でも住所欄か摘要欄に令和4年1月1日現在の住民登録地を記載してください。

② 控除対象扶養親族の数等

控除対象扶養親族等は、区分ごとに正確に数字を記載してください。

注意 例年、記載漏れにより住民税の控除が受けられないケースが発生しています。

③ 摘要欄

1 前職分を含めて年末調整をした場合は、前職の所在地、事業所名、退職年月日、支払額、社会保険料、源泉徴収税額を記載してください。

注意 例年、摘要欄に前職分の記載が無いことで、住民税が通常より高い税額で通知されるケースが発生しています。

2 同一生計配偶者（控除対象配偶者は除く。）を有する方で、その同一生計配偶者が、障害者・特別障害者・同居特別障害者に該当する場合には、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください。記載例：「石巻花子（同配）」

3 所得金額調整控除の適用がある場合、以下の該当する要件に応じて次のとおり記載してください。

Table with 2 columns: 要件 (Conditions) and 記載例 (Examples). Rows include: 同一生計配偶者が特別障害者 (石巻花子 (同配)), 扶養親族が特別障害者 (石巻太郎 (調整)), 扶養親族が年齢23歳未満.

ただし、④配偶者・扶養親族欄に記載している場合は、省略できます。

④ 配偶者・扶養親族欄

1 (源泉・特別)控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族の氏名及びマイナンバーを記載してください。

注意 上記②控除対象扶養親族の数等で記入した数字と記載人数が一致しているか確認してください。不一致ですと住民税の控除が受けられない場合があります。

2 国外に居住する非居住者である扶養親族については、区分欄に「○」を付してください。

3 16歳未満（平成18年1月2日以降に生まれた者）の扶養親族について、所得控除の適用はありませんが、住民税非課税の判定基準等に使用します。

Main tax form grid containing sections for: 4 住所 (Address), 5 個人番号欄 (Personal Number), 6 氏名欄 (Name), 7 住宅借入金等特別控除の内訳 (Mortgage Special Deduction Details), 8 配偶者・扶養親族 (Spouse/Dependents), and 9 給与支払報告 (Salary Payment Report).

⑤ 個人番号欄

個人特定のために必要ですので、従業員のマイナンバーを記載してください。

⑥ 氏名欄

正確に記載し、必ずフリガナをつけてください。

⑦ 住宅借入金等特別控除の額の内訳欄

1 住宅借入金等特別控除額が、算出した所得税額よりも多い場合は、必ず「住宅借入金等特別控除可能額」を記載してください。

注意 記載がない場合、住民税の控除額の計算ができません。

2 「居住開始年月日」は、必ず記載してください。

注意 記載がない場合、住民税の控除額の計算ができません。

3 「住宅借入金等特別控除区分」は、次のように記載してください。

- 住：一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）
認：認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合
増：特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合

注意 控除区分に「増」と記載するのは、特定増改築等住宅借入金等特別控除に該当する場合のみです。一般の増改築は、控除区分に「増」と記載しないでください。

例年、記載誤りにより、住民税の控除が受けられないケースが発生しています。「特定増改築等住宅借入金等特別控除」の場合は、住民税の控除はありませんので御注意願います。

震：東日本大震災によって家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和3年12月31日までの間に新築や購入、増改築をした家屋に係る住宅借入金等について、震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合
4 上記の区分のほか、控除に係る住宅の新築、取得又は増改築等が以下に該当する場合は、記載例の通り併記が必要です。

(特)：当該住宅の取得や増改築が特定取得に該当する場合 (取得時の消費税率が8%の場合) (控除区分記載例：住(特)、認(特))

(特特)：当該住宅の取得や増改築が特別特定取得に該当する場合 (取得時の消費税率が10%の場合) (控除区分記載例：住(特特)、認(特特))

⑧ 受給者生年月日欄

個人特定のために必要ですので、必ず正確に記載してください。

令和2年分より税制改正された箇所及びその他の注意点は、裏面を御覧ください。

担当：石巻市財務部市民税課 市民税グループ
TEL0225-95-1111 (内線3094~3098)

給与支払報告書（個人別明細書）記載例

⑨ (源泉)控除対象配偶者の有無等

(源泉)控除対象配偶者を有している場合は、○を付してください。
また、年末調整をした場合は、配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を記載してください。

注意 受給者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

⑩ 社会保険料等の金額欄及び国民年金保険料等の金額欄

給与等を支払う際に控除した社会保険料の金額、「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額の合計額を記載してください。

注意 小規模企業共済掛金の額については、内書きし、**上段に小規模企業共済掛金の額を、下段に社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額の合計額**を記載してください。

例年、小規模企業共済掛金の額を国民年金保険料等の金額欄に記載する等の誤りにより、住民税の控除が受けられないケースが発生しています。

⑪ 寡婦、ひとり親控除（令和2年分以降改正事項）

令和2年分より、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除が見直されました。

1 寡婦控除（※女性のみ適用） 控除額27万円

要件

- ・ 離別後、婚姻しておらず扶養親族を有していること
- ・ 死別及び生死不明後、婚姻していないこと

2 ひとり親控除 控除額35万円

要件

- ・ 離別、死別及び生死不明後、婚姻しておらず又は未婚で以下①②に該当する子を扶養していること

① 生計を一にし、他の扶養（控対配）でないこと

② 総所得金額等の合計額が48万円以下であること

※上記の要件に加え、寡婦控除、ひとり親控除共通して以下の事項が条件

・ 合計所得金額が500万円以下

・ 事実上婚姻関係と同様の事情にある相手がない

⑫ 乙欄について

注意 乙欄は、源泉所得税を求める上で、従たる給与であることを示すものですが、住民税の特別徴収は、当該年度の初日（4月1日）において給与の支給を受けている者が対象であり、**乙欄該当者でも、総括表に特別徴収の対象である旨、記載がある場合は、特別徴収税額通知書を送付する場合があります。**

なお、普通徴収とする場合は、普通徴収切替理由書又は給与所得者異動届書の提出が必要です。

※ 区分		※ 種別		※ 整理番号		※		
支払いを受ける者	住所	受給者番号	個人番号	役職名	氏名			
	石巻市穀町14番1号		XXXXXXXXXXXX	(フリガナ) イシノマキ イチコ	石巻 市子			
種別	支払金額	給与所得控除後の金額(調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額				
給与・賞与	5,000,000	3,560,000	1,580,000	0				
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)		障害者の数(本人を除く)		源泉控除のある親族の数		
有 従有		特定 老人 その他	1 6歳未満扶養親族の数	特別 その他				
		人 従人 内 人 従人 人 従人	1	人 人 人 人				
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金特別控除の額				
内	150,000	50,000	50,000	100,500				
650,000								
(摘要)								
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	円	旧生命保険料の金額	円	介護医療保険料の金額	円	新個人年金保険料の金額	
			120,000					
住宅借入金等特別控除適用数	1	居住開始年月日(1回目)	R1年9月30日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住(特)	住宅借入金等年末残高(1回目)	円	
住宅借入金等特別控除可能額	200,000	居住開始年月日(2回目)		住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)	円	
(源泉・特別)控除対象配偶者	フリガナ	氏名	区分	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	円	旧長期損害保険料の金額	
					基礎控除の額	円	所得金額調整控除額	
控除対象扶養親族	フリガナ	氏名	区分	16歳未満の扶養親族	フリガナ	氏名	区分	
	フリガナ	氏名	区分			国民年金保険料等の金額	円	旧長期損害保険料の金額
						基礎控除の額	円	所得金額調整控除額
フリガナ	氏名	区分		フリガナ	氏名	区分	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	
フリガナ	氏名	区分		フリガナ	氏名	区分	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号	
フリガナ	氏名	区分		フリガナ	氏名	区分		
フリガナ	氏名	区分		フリガナ	氏名	区分		
未 成年者	外国人	死亡退職	乙欄	本人が障害者	特別	その他	寡婦	
							ひとり親	
							労働学生	
							中途就・退職	
							就職 退職 年 月 日	
							昭和 38 10 1	
個人番号又は法人番号	***** (右詰で記載してください。)							
住所(居所)又は所在地	石巻市穀町14番1号							
氏名又は名称	株式会社 ○○商事 (電話) 0225-95-1111							

⑬ 給与所得控除及び所得金額調整控除（令和2年分以降改正事項）

1 給与所得控除の改正
令和2年分より、給与所得控除について、以下の通り変更となりました。

- (1) 一律10万円の引き下げ
- (2) 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円に引き下げ、控除額の上限額が195万円に引き下げ

2 所得金額調整控除の創設

給与収入金額850万円超の者で、以下のいずれかに該当する場合、給与収入(年収1,000万円超の場合は1,000万円)から850万円控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。 **最大控除額15万円**

なお、適用がある場合は、所得金額調整控除の額を所得金額調整控除欄に記載し、調整控除後の給与所得金額を給与所得控除後の金額欄に記載してください。

- ① 本人が特別障害に該当すること
- ② 年齢23歳未満の扶養親族を有すること
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者を有すること
- ④ 特別障害者である扶養親族を有すること

注意 ③摘要欄-3で記載した通り、所得金額調整控除の適用がある場合は、要件に応じて摘要欄への記載が必要です。

⑭ 基礎控除（令和2年分以降改正事項）

令和2年分より、基礎控除について、以下の通り変更となりました。

- (1) 一律10万円の引き上げ **旧38万円→新48万円**
- (2) 合計所得金額が2,400万円を超える者については、合計所得金額に応じて控除額が遁減し、2,500万円を超える者については基礎控除が適用されない

合計所得金額	基礎控除額	基礎控除の額欄への記載方法
2,400万円以下	48万円	記載不要
2,400万円超 ～2,450万円以下	32万円	320,000
2,450万円超 ～2,500万円以下	16万円	160,000
2,500万円超	適用なし	0

⑮ 中途就・退職欄

1 同年中に就職と退職が両方ある場合、**最新の就職・退職年月日**を記載してください。

(例：令和3年4月1日に就職し、同年8月31日で退職した場合は、**退職に○を付し、退職年月日を記載してください。**)

2 令和4年1月1日以降再雇用等の理由で、退職給報の該当者を引き続き特別徴収とする場合は、**令和4年度住民税に係る特別徴収の切替届出書を提出いただくか、摘要欄にその旨記載してください。**

(例：令和4年4月1日再雇用のため特別徴収希望)

★ 詳細につきましては、国税庁HP (<https://www.nta.go.jp>) を御覧ください。